【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出日】 平成27年6月25日

【会社名】 シャープ株式会社

【英訳名】 Sharp Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 髙 橋 興 三

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区長池町22番22号

【電話番号】 (06)6621 - 1221 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部経理部長 青 山 孝 次

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目2番3号

シャープ株式会社東京支社

【電話番号】 (03)5446 - 8221 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部経営管理部IRグループ

副参事 五十嵐 哲 也

【縦覧に供する場所】 シャープ株式会社東京支社

(東京都港区芝浦一丁目2番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、B種種類株式の発行に関し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、平成27年5月14日に臨時報告書を提出し、また、平成27年5月15日に金融商品取引法第24条の5第5項により準用される同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、平成27年6月23日開催の当社第121期定時株主総会にて、A種種類株式及びB種種類株式(以下、併せて「本種類株式」といいます。)の新設に係る定款の一部変更、本種類株式の発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少に係る議案の承認が得られたことに伴い、当該記載内容の一部に訂正が生じましたので、金融商品取引法第24条の5第5項により準用される同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

### 2 【訂正事項】

訂正箇所1

- (15)第三者割当の場合の特記事項
  - 7. 発行条件に関する事項

訂正箇所2

- (15) 第三者割当の場合の特記事項
  - 10. 大規模な第三者割当の必要性
  - (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

訂正箇所3

(16) その他

# 3 【訂正箇所】

訂正箇所は を付して表示しております。

訂正箇所1

- (15) 第三者割当の場合の特記事項
  - 7. 発行条件に関する事項

(訂正前)

<前略>

当社は、当社から独立した第三者評価機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーによる本算定報告書における上記評価結果や、B種種類株式の発行条件は当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先との協議・交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、B種種類株式の発行は有利発行には該当しないと判断いたしました。

しかしながら、B種種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、B種種類株式の払込金額が割当予定 先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会での特別決議による承認を得ることを条件としてB種種類株式を発行することといたしました。

### (訂正後)

#### <前略>

当社は、当社から独立した第三者評価機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーによる本算定報告書における上記評価結果や、B種種類株式の発行条件は当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先との協議・交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、B種種類株式の発行は有利発行には該当しないと判断いたしました。

しかしながら、B種種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、B種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会での特別決議による承認を得ております。

### 訂正箇所 2

- (15)第三者割当の場合の特記事項
  - 10. 大規模な第三者割当の必要性
  - (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

### (訂正前)

### <前略>

なお、本種類株式の発行は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続を実施いたします。具体的には、本定時株主総会において、本種類株式の必要性及び相当性について株主の皆様に説明した上で、本種類株式の発行に係る議案が、会社法上の特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことを予定しております。

### (訂正後)

## <前略>

なお、本種類株式の発行は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続を実施<u>しております。</u>具体的には、本定時株主総会において、本種類株式の必要性及び相当性について株主の皆様に説明した上で、本種類株式の発行に係る議案<u>は、</u>会社法上の特別決議による承認を得ております。

### 訂正箇所3

(16) その他

(訂正前)

## <前略>

2. B種種類株式の発行は、本定時株主総会にて、本定款変更、本種類株式の発行及び本資本金等の額の減少に 係る議案の承認が得られること等を条件とします。

(訂正後)

# <前略>

2. B種種類株式の発行は、本定時株主総会にて、本定款変更、本種類株式の発行及び本資本金等の額の減少に係る議案の承認が得られること等を条件としておりましたが、本定時株主総会にて本定款変更、本種類株式の発行及び本資本金等の額の減少に係る議案の承認が得られました。

以 上